

令和5年(ワ)第17364号、令和5年(行ウ)299号
若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

証拠説明書3(甲B号証)

2024年5月31日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西愛礼

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 B39	金子一編「註解日本國憲法上巻(2)」 351 頁	写し	1953 年 11 月 20 日	金子一他	憲法 14 条 1 項が禁止する「政治的」差別には被選挙権が含まれていること。
甲 B40	金子一編「註解日本國憲法下巻(1)」 753~754、758、760 頁	写し	1953 年 12 月 30 日	金子一他	・憲法 44 条但書が憲法 14 条 1 項後段列举事由に加えて「門地、教育、財産又は収入」を差別禁止事由として明示した趣旨は、戦前の制限選挙制度の下、女性や収入要件等を満たさない国民の参政権を剥奪してきたことに対する歴史的反省を踏まえ、国民主権国家体制の下で「絶対的に平等な参政権」の実現を図ることにあること。 ・憲法 44 条但書に列举されていない事由に基づく区別取扱いも同条但書及び憲法 14 条 1 項後段の平等原則違反の審査を受けること。 ・被選挙権年齢の区別が不当な差別的取扱いと認められる場合には憲法 44 条但書に違反すること。
甲 B41	長谷部恭男編「注釈日本国憲法(2)」 172 頁	写し	2017 年 1 月 30 日	川岸令和	憲法 14 条後段列举事由に関する区別は原則違憲と推定されること。

甲 B42	加本牧子「最高裁判所判例解説民事編平成 27 年度（下）」661 頁	写し	2018 年 3 月 8 日	加本牧子	「事柄の性質」として考慮されるべき要素として、①区別を生じさせている事柄の性質（何を区別事由としているか）、②区別の対象となる権利利益の性質とその重要性が挙げられること。
-------	------------------------------------	----	----------------	------	---

甲 B43	齋藤宙治「子どもと法 子どもと大人の境界線をめぐる法社会学」96~97、116~118頁、266~277、305~309 頁	写し	2022 年 2 月 25 日	齋藤宙治	・政治参加に関する年齢、結婚・契約に関する年齢、刑事司法に関する年齢、及び遊興に関する年齢という4カテゴリーに関する法定年齢について人々の意識（法意識）を調査したところ、刑事司法年齢は低く志向するが政治参加年齢は高く志向する者、換言すると、若いうちから罰するが選挙権や被選挙権は年を取るまで与えないとする差別型の法意識を持つ回答者が全回答者の6割を占めたこと。 ・社会の多数を占める差別型の法意識を持つ人々は、若者について「社会的レベルではなく生理的レベルの権利・義務を思い浮かべる割合が高く」、若者を「排他的・非市民的・非人間的なイメージ」をもっていること。 ・若者は人々から能力が低いという否定的なイメージを持たれていること。

					・能力・成果等が関係する交渉等の場面では年齢以外の条件に全く差がなくても不利に扱われる場合もあること。しかし、若者＝低能力であるというステレオタイプは根拠のない偏見に過ぎないこと。 ・人は、現在の若者も過去の若者（現在の大人）と同じ不利益を甘受すべきだ考える傾向にあり、その根底には「誰しもが子ども期の苦境を甘受し、誰しもが大人になるとその苦境から解放されるのだから、子どもに制約を課すことは公平だという考え方」があること。
甲 B44	安西文雄他編「憲法学読本第 2 版」 104 頁	写し	2014 年 12 月 20 日	安西文雄	被選挙権等の「基本的権利に区別問題が存在するとき」には、審査基準を厳格化すべきであること。

甲 B45	杉原則彦「最高裁判所判例解説民事編平成 17 年度(下)」629 頁	写し	2008 年 8 月 25 日	杉原則彦	平成 17 年最大判が憲法 44 条但書違反を検討した点について担当調査官が「憲法 14 条の法の下での平等の観点から問題となるだけでなく、国民主権を定める憲法が保障する重要な権利の制限の可否という観点から憲法・・・44 条等の憲法の規定との関係で許容されるものであるか否かの検討」をしたと説明していること。
甲 B46	松田恵美子「近代日本女性の政治的権利獲得運動」19~20 頁	写し	2021 年 7 月	松田恵美子	戦前、女性の参政権を反対する理由として「婦人は知力、体力において男子に劣る」、「婦女は想像の才や進取の気に乏しい」「婦女は独立の性や確実な考え方に乏しい」といった理由が挙げられていたこと。

以 上